

附則

(実施日)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(約款の変更)

平成 31 年 3 月 31 日時点において株式会社ジェイコム大田、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコム南横浜、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム市川および株式会社ジェイコム東葛葛飾（以下「再編前ジェイコム各社」といいます）ならびに表題記載の各社の本名称の約款は、平成 31 年 4 月 1 日をもって本約款に変更するものとします。

(債権債務の承継)

平成 31 年 3 月 31 日時点において再編前ジェイコム各社が有する債権はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本約款に基づくものとします。

(改正前の規定による手続き等の効力)

再編後ジェイコム各社は、契約者が再編前ジェイコム各社の規定に基づき行った行為を、本約款に基づきなされた行為とみなします。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から平成 33 年 2 月 28 日までの間に、新たに住宅用 J:COM PHONE プラスサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 33 年 3 月 31 日まで住宅用 J:COM PHONE プラスサービスの基本料金を 476 円（税別）とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 5 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

(約款の変更)

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストならびに表題記載の各社の本名称の約款は、2019 年 6 月 1 日をもって本約款に変更するものとします。

(債権債務の承継)

2019年5月31日時点において株式会社ジェイコムイーストが有する債権債務はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本約款に基づくものとします。

(改正前の規定による手続き等の効力)

前項にて承継を行ったジェイコム各社は、契約者が株式会社ジェイコムイーストの規定に基づき行った行為を、本約款に基づきなされた行為とみなします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額(地方消費税を含む)は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019年11月28日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年2月7日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年5月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年8月17日から実施します。

この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2020年9月1日から実施します。

J:COM PHONE プラスサービス (2024年9月30日までにご契約のお客さま)

(実施期日)

この改正規定は、2020年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年2月4日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年4月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改定規程実施の日から2023年2月28日までの間に、新たに住宅用J:COM PHONE プラスサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2023年3月31日まで住宅用J:COM PHONE プラスサービスの基本料金を476円(税込523円)とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2021年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年10月13日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年3月16日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年5月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年9月15日から実施します。

(実施期日)

J:COM PHONE プラスサービス (2024年9月30日までにご契約のお客さま)

この改正規定は、2022年10月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年4月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改定規程実施の日から2025年2月28日までの間に、新たに住宅用J:COM PHONE プラスサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2025年3月31日まで住宅用J:COM PHONE プラスサービスの基本料金を476円(税込523円)とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2023年4月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年5月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年8月1日から実施します。

この改正実施につき、本約款の料金表Iに定める定額利用料(月額)を以下の通り改定します。

改定前

区分	料金額(1回線ごと)	
J:COM PHONE プラス	住宅用	1,330円(税込1,463円)
	事務用	1,950円(税込2,145円)

改定後

区分	料金額(1回線ごと)		
J:COM PHONE プラス	住宅用	1回線目	1,510円(税込1,661円)
		2回線目以降	1,330円(税込1,463円)
	事務用	1,950円(税込2,145円)	

J:COM PHONE プラスサービス (2024年9月30日までにご契約のお客さま)

(経過措置)

改定後の料金額の適用開始日は、別表1に定める特定事業者の提供区域によって異なります。
適用開始日は以下の通りです。

2023年8月1日

- ・株式会社ジェイコム湘南・神奈川
- ・株式会社ケーブルネット下関
- ・株式会社ジェイコム九州

2023年9月1日

- ・株式会社ジェイコムウエスト

2023年10月1日

- ・株式会社ジェイコム札幌
- ・株式会社ジェイコム埼玉・東日本
- ・土浦ケーブルテレビ株式会社
- ・株式会社ジェイコム千葉

2023年11月1日

- ・株式会社ジェイコム東京

(実施期日)

この改正規定は、2023年9月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年11月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年1月10日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年4月1日から実施します。

この改正実施につき、本約款の料金表Iに定める事務用の定額利用料(月額)を以下の通り改定します。

改定前

区分	料金額(1回線ごと)		
J:COM PHONE プラス	住宅用	1回線目	1,510円(税込1,661円)
		2回線目以降	1,330円(税込1,463円)
	事務用	1,950円(税込2,145円)	

改定後

区分	料金額(1回線ごと)		
J:COM PHONE プラス	住宅用	1回線目	1,510円(税込1,661円)
		2回線目以降	1,330円(税込1,463円)
	事務用	2,130円(税込2,343円)	

J:COM PHONE プラスサービス (2024年9月30日までにご契約のお客さま)

(実施期日)

この改正規定は、2024年4月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年11月1日から実施します。

この改正規定の実施により、本約款の料金表に定める音声通信明細書の発行料を、以下の通り改定します。

音声通信明細書の発行料 (1 発行ごと)	
改定前	改定後
75 円 (税込 82.50 円)	150 円 (税込 165 円)

(実施期日)

この改正規定は、2024年12月1日から実施します。

(改定料金プランへの移行に関する特約について)

当社は、この改定規定により、「J:COM PHONE プラスサービス 改定料金プランへの移行に関する特約」を新設し、その適用を開始します。(以下、この特約のことを「移行特約」といいます。)

移行特約は、本約款に基づき現に契約している契約者に対し、電気通信事業法 第27条の2第4項などに適合した改定料金プランへの契約移行を目的として、新設するものです。

移行特約の新設にあたり、移行特約に記載が無い事項に関しては本約款を適用し、本約款との内容に異なる事項がある場合には移行特約を優先して適用するものとします。

(実施期日)

この改正規定は、2025年1月14日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025年4月1日から実施します。

(天気予報サービス「177」の終了について)

天気予報サービス「177」は、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の都合により、2025年3月31日をもって終了します。

(東日本大震災仮設住宅支援に関する経過措置)

当社は、本約款 附則 2023年4月1日付の経過措置に定める東日本大震災仮設住宅支援に関する施策の適用を現に受けている契約者に対し、この改正規定により、本約款および料金表の定めに関わらず、2027年3月31日まで以下の特別料金を継続適用します。

品目	基本番組使用料
J:COM PHONE プラスサービス (住宅用)	476 円 (税込 523 円)

J:COM PHONE プラスサービス（2024年9月30日までにご契約のお客さま）

また、次の各号に規定する条件すべてを満たす契約者が、新たに住宅用 J:COM PHONE プラスサービスへの契約変更もしくは契約追加の申込みを行い、当社がそれを承諾した場合、本約款および料金表の定めに関わらず、2027年3月31日まで上記の特別料金を適用します。

(1) 既に、この改正規定の実施日より前に J:COM TV サービス加入契約約款もしくはインターネット接続サービス契約約款の附則 2023年4月1日付 経過措置に定める東日本大震災仮設住宅支援に関する施策の適用を受け、その適用が現に継続されていること。

(2) 機器等を設置する場所が、行政機関から被災者および避難者に提供される応急仮設住宅もしくは公営住宅であること。

(3) 前号の提供条件を確認するための証明書類を当社へ提示できること。